

「愛知県における環境影響評価制度のあり方について（中間とりまとめ）」に対する県民意見の募集結果について

「愛知県における環境影響評価制度のあり方について（中間とりまとめ）」について県民の皆様から御意見を募集しましたが、意見の概要及び意見に対する愛知県環境審議会総合政策部会の考え方は次のとおりです。

1 意見募集期間

平成24年4月6日（金）から平成24年5月7日（月）まで

2 意見募集の周知方法

- (1) 県政記者クラブへの記者発表
- (2) 愛知県のウェブサイトへの掲載
- (3) 愛知県環境部環境活動推進課及び各県民生活プラザでの閲覧

3 意見募集の結果

- (1) 意見の提出者数：3通（電子メール2通、持参1通）
- (2) 意見の件数：15件

4 意見の概要及び意見に対する部会の考え方

次頁のとおり

番号	該当項目	意見の概要	部会の考え方
1	2(1)ア 配慮書手続の必要性	配慮書手続を愛知県環境影響評価条例(平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。)に導入することについて賛成である。	「愛知県における環境影響評価制度のあり方について(中間とりまとめ)」(以下「中間とりまとめ」という。)の内容に賛成の御意見と理解します。
2	2(1)オ(イ) 配慮書の送付・公表	事業の意義・必要性やその理由を丁寧に説明するため、配慮書についての説明会の開催を義務付けるべきである。現に環境影響評価法の一部を改正する法律(平成23年法律第27号。以下「改正法」という。)では、次の段階の方法書については、説明会の開催を義務付けたほどであり、説明会の重要性は誰もが認めるものとなっている。	法の対象事業には配慮書説明会が義務付けられていないにもかかわらず、条例の対象事業のみに義務付けることは、著しく合理性に欠けると考えます。 環境影響評価法(平成9年法律第47号。以下「法」という。)第61条の規定により、条例は、法律で定められた手続を変更し、又は手続の進行を妨げるような形で、事業者には義務を課すことはできません。
3		配慮書の公表の方法について、方法書等と同様にウェブサイトへの掲載を義務付けるべきである。	配慮書の公表の方法は、図書を縦覧に供すること及び事業者のウェブサイトへ掲載することが適切と考えております。 単なる例示と誤解されないよう、修正します。
4	2(1)オ(ウ) 意見聴取	配慮書の案又は配慮書についての一般からの意見については、事業者により意見が黙殺されることなどを防ぐため、全て県知事が受け付け、その内容を把握した上で、それを事業者に送付する制度にすべきである。この点は、方法書及び準備書についても同様である。 また、事業者が一般からの意見を軽々しく扱う傾向があることから、県知事が全ての意見を把握した上で、事業者を指導することを追加すべきである。	法は、事業者に一定の手続を履行させることによって、事業者において自主的に環境保全上の適正な配慮がなされることを期するというセルフコントロールの考え方を基礎としています。 条例においても法と同様に、事業者自らが一般からの意見を把握した上で対応することが適切と考えます。

番号	該当項目	意見の概要	部会の考え方
5	2(2) 方法書の周知方法 (要約書の作成・説明会の開催)	方法書を要約した書類の作成や、方法書段階における説明会の開催を義務付けることについて賛成である。	中間とりまとめの内容に賛成の御意見と理解します。
6	2(3) 電子縦覧	方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書について、事業者のウェブサイトへの掲載による公表を義務付けることについては賛成である。 ただし、意見の提出期間について、膨大な準備書等(例えば、500頁以上)については意見の提出期間を延長する特例(例えば、縦覧期間の満了後2週間を90日に延長するなど)を設けるべきである。	電子縦覧について、中間とりまとめの内容に賛成の御意見と理解します。 意見提出期間については、法と同様に十分な期間が設定されており、現行どおりで適当と考えます。
7	2(4) 事後調査	工事が長期間に及ぶ場合には、事後調査を工事中と存在・供用時に区分し、施設の一部供用を開始する際に事後調査計画書を提出し、事後調査を開始する仕組みとすること。さらに、施設の一部供用が長期間に及ぶ場合等にも調査を行いその結果を報告すること。	条例では、環境影響評価において、その調査、予測及び評価の不確実性を補う等の観点から、評価書に記載された事後調査の計画に基づき、工事の実施中及び供用開始後において事後調査を行い、報告書を作成し、公告・縦覧することとされており、中間とりまとめのとおり、現行の手続を維持することが適当と考えます。
8		道路騒音や排ガスは予測方法が確立しているため事後調査を行わないが、現実には、交通量や走行速度が予測条件と大きく異なり、予測と食い違う例が多い。このため、事後調査を行うべき項目は環境影響評価を行った全ての項目とする規定を設けることが必要である。	事後調査は、調査、予測及び評価の不確実性を補う等を目的に行われるものであり、その結果により環境保全措置の追加や修正等が行われるものとして位置付けられています。このため、調査は、これらに該当する項目について行われます。

番号	該当項目	意見の概要	部会の考え方
9		<p>全ての事後調査報告書を愛知県環境影響評価審査会に報告するよう改正すべきである。</p> <p>また、条例第30条第5項「知事は、報告書の送付を受けた場合で、必要があると認めるときは、愛知県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴いた上で、事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずることを書面により求めることができる。」の「必要があると認めるとき」の判断基準を作成し公表すべきである。</p>	<p>知事は、事後調査報告書の送付を受けた場合、その内容について審査し、環境保全措置等について追加や修正等、必要な措置を事業者を求める必要があると判断した場合は、その内容について、学識経験のある専門家で構成する審査会の意見を聴くこととなっています。</p>
10	2(5)ア 条例の対象事業の現状	<p>最近の環境問題の主なものとして、住宅街での道路建設があることから、道路に係る条例対象事業の規模を「2車線以上であり、かつ、長さが500メートル以上であるもの（都市計画決定後20年以上経過した道路を含む）」に改正すべきである。</p>	<p>条例では、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業をその対象としており、規模については、法の第二種事業の下限を参考にしつつ、地域特性や環境の状況等を勘案して定められています。これまで条例が円滑に施行されている状況を鑑みれば、その規模は適正であると考えています。</p>

番号	該当項目	意見の概要	部会の考え方
11	2(6) 大規模災害発生時の 対応	<p>条例の規定を適用除外とする対象として「災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業」を追加することについては、反対である。東日本大震災の災害廃棄物広域処理のための施設は、環境への影響を及ぼす恐れの高い事業であり、これらを環境影響評価制度の対象外としてまで強行することは許されない。</p>	<p>大規模災害発生時における災害の復旧や防止の事業について、災害対策基本法等が適用された場合は、条例第41条の規定により環境影響評価の手続が免除されますが、適用されない場合は環境影響評価の手続が課され、緊急に実施できない可能性があります。</p> <p>本県は、東海地震、東南海地震等の大規模地震の発生が高い確率で危惧されており、大規模災害が発生した場合に備えて、その復旧や防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業を適用除外としておくことが適当と考えます。</p> <p>なお、中間とりまとめは、こうした一般の枠組を設ける必要性を明らかにするものです。</p>
12		<p>条例の規定を適用除外とする対象として「災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業」を追加することについては、平成24年3月に策定された「愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）」を合理的な理由で根本的に変更できる可能性がないため反対である。この計画においては、県外の災害廃棄物を受け入れることまでは想定されていない。</p>	<p>また、愛知県廃棄物処理計画は、今後の本県における廃棄物対策の基本的な方向性を示すものであります。</p> <p>このため、災害時に備えた廃棄物処理体制の構築については整理していますが、具体的な災害廃棄物等の受入について定めるものではありません。</p>

番号	該 当 項 目	意見の概要	部会の考え方
13		<p>条例の規定を適用除外とする対象として、「災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業」を追加する方針について、『大規模災害が発生した際に、別の場所で、その復旧又は防止のために新たな事業を緊急に行う必要が生じた場合に、新たな環境影響が生じる事業については、適用除外とならない可能性がある。』との理由であるが、予防事業についてはさまざまな方法が採用できる可能性にも鑑みて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする大規模災害 ・緊急の期間判断 ・事業内容の適否判断 <p>等をあらかじめ何らかの形で定めておくことが望ましい。</p>	<p>対象とする大規模災害をあらかじめ定義付けることは困難であると考えます。したがって、「災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業」と追加することで、現時点では想定できない大規模災害等に対しても柔軟に対応できるものと考えます。</p>
14	今後の環境影響評価制度の手続イメージ	<p>配慮書手続の新規導入により、環境影響評価の手続期間が延びることになる。事業者の負担を軽減するため、配慮書の手続期間は極力短くする方向で検討願いたい。</p>	<p>配慮書手続において配慮書等を公表し、意見を聴取することは、地域の有益な環境情報の収集に資するものでありますので、公表や意見聴取には適切な期間を設定する必要があると考えます。</p>
15	その他	<p>愛知県を永久に汚染させる汚染瓦礫の受け入れに反対します。</p>	<p>中間とりまとめは、環境影響評価制度のあり方を検討するものであり、これに対する御意見ではないと理解します。</p>